

令和4年度工事検査課の方針

令和4年4月1日

工事検査課

令和元年東日本台風の災害復旧工事の竣工が進んでいることに加え、防災減災対策工事が加速していることを踏まえつつ、公共工事の品質確保を図るため、次の6項目を工事検査課の方針とする。

1 適正かつ厳正な検査の実施

工事検査は、県の締結した契約に基づき当該工事目的物が契約図書に適合しているかを確認する行為である。

このため、発注者から中立的な立場で、福島県財務規則に基づいた厳正な検査を実施する。

2 工事検査員の技術力の向上

工事検査員の責務は、契約工事の目的物の受け取り可否の判断と、受注者の技術力の成果である工事完成品を成績評定するものであるため、各検査員が広範な技術・知識に基づき的確な検査が実施できるように研修・研鑽に努める。

3 工事成績評定の客観性の確保

工事の適正な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上を図るため、検査基準・評定要綱等に基づき客観的で公正な工事成績評定を行う。

4 工事検査情報の発信

検査の仕組み、方向性、視点及び傾向等を知ることは、発注者、受注者及び検査員が共通認識を持つことになり、工事検査の透明性の確保につながるため、ホームページや研修会等により工事検査情報を発信する。

5 コロナ禍における工事検査の実施

コロナ禍における3密を避け、円滑で効率的な工事検査の実施に努めるとともに、検査時間の短縮を目的に、インターネットの双方向通信による遠隔臨場検査の推進を図る。

6 公共工事の品質確保に向けた中間検査の充実

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等に基づき、出来形、品質及び適正な施工を確保し、不適合工事の未然防止に資するため、竣工時点で確認困難な工事や工期が1年以上となる工事等に対して中間検査の活用促進を図る。